

## モンゴル法律最新情報 第6号 (2017年2月10日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会のご協力で、大正法律事務所（岡英男弁護士）・De Jure Partners LLP 法律事務所（バトバヤル弁護士）による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発刊することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回～2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

### 【法改正】

#### ●「法人所得税法」の改正(2017年2月2日)

モンゴル国会は2017年2月2日、2016年9月30日にモンゴル政府から提出した法人所得税法の改正案を可決した。

内容は、特定の事業者について法人税率を1%に引き下げるといったもの。

旧法人所得税法は2006年に制定された。旧法では法人（営利や非営利の法人も含む）に対し、一年の売上額にかかわらず10パーセントの法人税を課せられていた。しかし、近年モンゴルの経済成長が減少し、失業率が増加する傾向になっている。これらの状況に応じて、ビジネス分野を支援し、就職率を増加し、外国投資を勧誘する法律環境を備える必要がある。

改正法人税法では、一年の売上額が15億MNT以下の食品、衣料品、縫製工事、建材工事、農業、畜産の事業を行っている法人について、2017年2月2日から2021年1月1日までの法人税を1パーセントとする。

#### ●「関税免除法」の改正(2017年2月2日)

モンゴル国会は2017年2月2日、議員立法である関税免除法の改正案を可決した。改正法は、中小企業の事業に利用する機械や機械部品について、2017年3月1日から2019年までの間、関税を撤廃する内容である。

本法には、2017年1月1日から2017年3月1日までの対象となる機械や部品の輸入にかかった関税について、払い戻しの規定が設けられている。改正法によって関税が撤廃される機械や機械部品のリストについてはモンゴル政府が定めることとなっている。

### 【ニュース】

#### ●モンゴルのツァガンサル(旧正月)

モンゴルでは、モンゴル暦の年初であるツアガンサルが国の祝日となっている。モンゴル労働法に規定されたとおり、旧暦春季第1月目の1日目、2日目、3日目は祝日で今年は2月27日から3月1日まで。

ツアガンサルの準備により、ウランバートルでは道路渋滞が予想される。そのため、ツアガンサル前の2週間の休日には車のナンバー制限を実施する旨、警察庁から通告されている。2月11日および18日土曜日には奇数ナンバーの車両、2月12日および19日日曜日には偶数ナンバーの車両のみがそれぞれ通行できる。

### 【モンゴル法の注意点】

#### ●解除に伴う原状回復義務（モンゴル民法 205 条）

##### 原状回復義務

モンゴル法における契約解除について、2つの解除通知（催告と解除通知）が必要であることは前号（2017年1月30日号）で述べた。今号では、解除がされた後の、契約解除に伴う原状回復義務について述べる。

契約解除がなされると、各当事者は、原則として、履行として受領したものを返還する義務がある（原状回復義務、205条1項）

原状回復の内容について、次の場合は、給付した物ではなく、金銭で返還すべきである（205条2項各号）。

1. 履行義務の性質・内容から、現状で返還することができない場合
2. 第三者の所有に移るなどしている場合
3. 物が破損・滅失などしている場合

##### 継続的契約の解除と原状回復義務

ところで、たとえば賃貸借契約の期間中にアパートの賃貸借契約が解除された場合、すでに履行されている賃料支払義務とアパートを貸す義務について相互に原状回復させることは無意味である。既履行の「アパートを貸す債務」は性質上現状で返還できないから、205条2項により金銭債務となるが、これは結局、既履行の賃料債務（金銭債務）と相殺されるからである。このような場合、すでに履行された債務については原状回復させる必要はなく、契約は将来に向かって消滅するとすればそれで足りる。

以上のような問題意識から、賃貸借契約のような継続的契約については、本条に基づく解除は2種類の性質の解除を含むものと考えられている。すなわち、1.原状回復義務を伴う解除と2.将来に向かって双方の義務を生じさせないという意味の解除の2つである（モンゴル最高裁判法解釈）。

2種類の性質の解除は、解除に伴う債務不履行責任追及の可否について大きく結論が異なる。相手方の債務不履行に基づく損害賠償を追及するためには、1.原状回復義務を伴う解除を主張する必要がある。債務不履行責任の本質は原状回復、つまり、損失の回復であるからだ。

これに対し、2.将来的な契約の解除を主張する場合には、相手方の債務不履行に基づいて損害賠償責任を追及することはできなくなる（ただし、契約関係を前提としない不当利得や不法行為責任については、なお請求可能である）。

1.と2.の解除は択一的である。つまり、1つの解除の意思表示中に双方の意味を込めることはできない。継続的取引の解除の場合、2つの解除のいずれかがなされているのだが、それが、1.原状回復義務を伴う解除か、2.将来に向かった解除かによって、それぞれ効果は異なることとなる。

したがって、実務上、モンゴルにおいて継続的取引を解除する際には、いずれの意味の解除なのかを客観的に明らかになるように留意して解除通知を行わなければならない。（「解除」おわり。次回は別テーマとなります。岡）

## 【お知らせ】

### ●無料法律相談のお知らせ

在モンゴル日本大使館では、日本企業支援のための無料法律相談を今月も行います。ビジネスに関連するご相談なら、契約、労務、弁護士の紹介など内容は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

**日程 2017年2月20日（月）～24日（金）**

時間：10時～16時（昼休み13時～14時除く）

予約：日本大使館の経済・開発協力班までご連絡ください

電話：11-320777（代表）

メールアドレス：[economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp](mailto:economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp)

## 【著者のご紹介】

### ●岡 英男

資格等：弁護士（日本）、外国弁護士（モンゴル）、モンゴル国立国際仲裁センター仲裁人、神戸学院大学非常勤講師（憲法・労働法）、京都大学法務博士

所 属：大正法律事務所（代表弁護士） <http://www.taisho-law.com/>

住 所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電 話：06-6586-6109

●**サランゲレル・バトバヤル (Sarangerel BATBAYAR)**

資格等：弁護士（モンゴル）、モンゴル国立大学専任講師（会社法ほか）、元モンゴル国立法律研究所  
政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所 属：De Jure Partners LLP（デ・ジュール・パートナーズ LLP、Өмгөөллийн “Де Юре  
Партнерс” ХХН）（パートナー）

住 所：Mongolia、Ulaanbaatar、Chingiltei district、1st Khoroo、Raash bulag 505

電 話：976-88075852

【お問い合わせ等】

- このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス：[okahideo@infoseek.jp](mailto:okahideo@infoseek.jp)

- このメールマガジンで取り上げて欲しい法律上のテーマなどありましたら、ご意見をお寄せ下さい。

- このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にしていただくためのものです。

正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

- モンゴル日本商工会、大正法律事務所（岡英男）および De Jure Partners LLP（バトバヤル）は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。